

随意契約結果(物品等)

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市こども相談センター事業用(第1回)新版K式発達検査用(2020)ほか59点 買入	46学校教材 具	京都国際社会福祉協 会	1,628,616	令和4年9月1日	地方自治法施行令 第167の2第1項第2 号	G30	—
2	こども青少年局企画部経理課事業用 貨客兼 用車ほか1点 再リース	12賃貸-04 自動車賃貸	(株)日産フィナンシ ャルサービス	1,636,800	令和4年9月16日	地方自治法施行令 第167の2第1項第6 号	G7	—

随意契約理由書

- 1 案件名称
大阪市こども相談センター事業用（第 1 回）新版 K 式発達検査用紙（2020）ほか
59 点 買入
- 2 契約の相手方
社会福祉法人 京都国際社会福祉協力会
- 3 随意契約理由
こども相談センターでは心理判定を行い療育手帳の発行、発達相談や教育相談業務を行っている。心理判定には世界でも広く利用されている代表的な児童用知能検査および言語発達検査であり、日本国内においても標準的に使用されている検査用具であり、かつ本市においても運用実績のある検査用具であることが必要であるが、対象とする検査が可能な検査道具は新版 K 式発達検査用紙・検査用具のみである。
新版 K 式発達検査用紙・検査用具については、社会福祉法人京都国際社会福祉協力会が標準化し、公刊、直接販売しており、他者では取扱いしていない。
以上の理由から、社会福祉法人京都国際社会福祉協力会との随意契約を行う。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署
こども青少年局 大阪市中心こども相談センター
（電話番号 06-4301-3146）

随意契約理由書

1 案件名称

こども青少年局企画部経理課事業用 貨客兼用車 ほか1点の再リースについて

2 契約の相手方

株式会社日産フィナンシャルサービス

3 特名随意契約理由

経理課直営班では当局の施設の維持管理などの事業を行うために、貨客兼用車（以下「自動車」という。）を使用している。

原契約が、本年9月末で期間満了を迎えるため、10月1日からのリース契約に向けて入札を行っていたが、応札がなく不調となった。

再度の入札に向けて不調の調査として各事業者に聞き取り調査を行ったところ、「新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻の影響による海外からの部品供給の遅れや世界的な半導体不足の状況が続いていることを受けて、自動車の納期が見えない状況」であり、「キャンセルが出たなどの理由で偶然在庫があったなどの理由を除き、今回調達する車種の調達には、現在の状況が続くようならば、業者決定から1年近くかかる可能性が高い」との意見が聞かれた。

また、現在契約している事業者からも「当初、リース期間後はレンタカーの事業者に販売するなどといった転用を考えていたので、1年だけの延長であれば受け難い」との回答があった。さらに、「車両の残存価格が低下するため、差額が発生する」「経年劣化に伴って整備・点検に関する費用（消耗品や故障リスクの増加）が見込まれること」から「現在（税抜き月55,330円）よりも月々の料金は上がることになる（税抜き月62,000円）」との話もあった。

業務執行上、自動車は必ず必要であり再入札での新規契約は困難であるため、令和4年10月1日から令和6年9月30日までの間、車両の再リースを行うため、現在の契約相手方である株式会社日産フィナンシャルサービスと特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

こども青少年局企画部経理課 施設G（電話番号 06-6208-8178）